

3 . 平成 18 年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策

平成 18 年 5 月

大 阪 府

目 次

< 重点施策 >

1	廃棄物対策とリサイクルの推進	169
2	地球環境保全に資する取り組み	170
3	自動車公害の防止	172
4	水循環の再生等	173
5	環境リスクの低減・管理	174
6	自然との共生	176
7	環境配慮のための仕組みづくり	178

< 資料編 >

平成18年度において豊かな環境の保全及び創造に関して
講じようとする施策・予算一覧

「循環」 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現

- 1	廃棄物の減量化・リサイクルの推進	181
- 2	水循環の再生	182
- 3	環境に配慮したエネルギー利用の促進	183
- 4	地球環境保全に資する取り組み	184
- 5	ヒートアイランド対策	185

「健康」 環境への負荷が少ない健康的で安心な暮らしの確保

- 1	自動車公害の防止	186
- 2	廃棄物の適正処理	188
- 3	大気環境の保全	189
- 4	水環境の保全	190
- 5	地盤環境の保全	191
- 6	騒音・振動の防止	192
- 7	有害化学物質による環境リスクの低減・管理	192
- 8	環境保健対策及び公害紛争処理	193

「共生・魅力」 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現

- 1	生物多様性の確保	193
- 2	自然環境の保全・回復・創出	194
- 3	自然とのふれあいの場の活用	196
- 4	潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用	197
- 5	美しい景観の形成	199
- 6	歴史的・文化的環境の形成	200

「参加」 すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現

- 1	パートナーシップによる環境保全活動の促進	201
- 2	環境教育・環境学習の推進	202
- 3	総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供	203
- 4	環境監視及び調査研究	203
- 5	事業活動における環境への配慮	204
- 6	経済的手法等による環境負荷の低減	205
- 7	国際協力の推進	205
	計画の効果的な推進のために	205

平成18年度部局別環境関係当初予算（関連事業を含む）一覧	207
------------------------------	-----

「< 重点施策 >」（P.169～179）の各施策・事業名に記載されている【 】について

【新規】・・・平成18年度からの新規施策・事業

【再生】・・・平成18年度の再生重点事業

1 廃棄物対策とリサイクルの推進

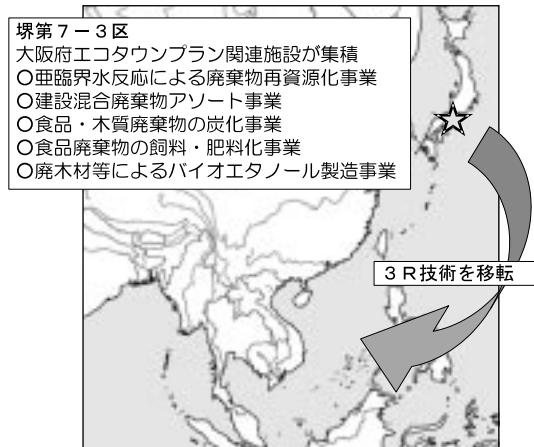
廃棄物の最終処分量を2010（平成22）年度までに1997（平成9）年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制（Reduce）再使用（Reuse）再生利用（Recycle）の3Rを推進します。また、不適正処理の撲滅に向けた取り組み等も進めます。

（1）廃棄物の減量化・リサイクルの推進

アジア3R技術サポート事業【新規】【再生】

アジア各国の大都市では、従来の大気汚染・水質汚濁問題に加え、分別・リサイクルの推進や、有害産業廃棄物の処理などの廃棄物問題が環境面での課題として浮上しています。

堺第7-3区をはじめ臨海部を中心に数多く立地している先進的な技術やシステムを有するリサイクル関連施設等を活用し、JICA（独）国際協力機構）等の関係者との適切な役割分担のもと、パイロット研修などを通して、アジア各国へ3R技術の移転を行います。



<アジアへの3R技術の移転 イメージ>

大阪府廃棄物処理計画の改定【新規】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき策定している大阪府廃棄物処理計画の改定を行います。

現在の計画は、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成9年度の概ね半分にするという平成22年度目標と、その達成をみすえて設定した平成17年度最終処分量を

数値目標として掲げています。

改定にあたっては、平成17年度における廃棄物の最終処分量などの数値目標の達成状況を確認した上で、大阪府環境審議会の検討結果（平成18年3月諮問）を踏まえ、平成22年度までに取組むべき施策の検討を行います。

大阪府分別収集促進計画の推進

容器包装リサイクル法に基づき、「第4期大阪府分別収集促進計画（平成18～22年度）」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、先進的な取組事例の情報提供等の技術支援を行います。

家電リサイクルの推進

平成13年4月に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、リサイクル料金が一律で高いこと、法施行前から家電メーカーに匹敵する技術力を有し、安価にリサイクルに取組んできた府内の再生資源業者の活用がほとんど図られていないこと、不法投棄が多いこと等の問題が指摘されています。このため、府は、廃棄物処理法に基づき、再生資源業者がリサイクルを行う「家電リサイクル大阪方式」を推進しているところです。この方式の推進に向けて、消費者や関係者の理解を得るために周知・啓発を行う等、効果的なPRを進めます。

また、リサイクルされる製品の総重量とリサイクルにより回収される有価物の重量との割合であるリサイクル率は、その向上が望まれることから、大阪方式の要件の一つであるリサイクル率の見直しを検討する基礎資料として活用するために、製品の大きさの違いによる有価物の回収量への影響などの実証調査を実施します。

リサイクル製品認定制度の運営

廃棄物のリサイクルをより一層促進するとともに、リサイクル関連産業を育成するため、府内で発生した廃棄物（循環資源）を利用し、府内の工場で製造したリサイクル製品で一定の基準を満たすものの認定を平成16年度から行っており、平成17年度末までに再生路盤材などの土木資材や再生プラスチック製品など303製品を大阪府認定リサイクル製品として認定しています。今年度もそれらの普及に努めるとともに、年2回の認定を実施します（認定申請受付は6月、11月を予定）。

（2）廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不適正処理の撲滅

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の撲滅を図るため、排出業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。

また、廃棄物処理法と大阪府循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な問題解決を図ります。

PCB廃棄物対策

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理拠点として平成18年8月からの稼働を目指し、大阪市此花区に脱塩素化分解方式で、処理能力2t/日の施設を建設中です。

今後、「大阪府PCB廃棄物処理計画」（平成16年3月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場約2千箇所への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を支援するため、平成13年度から他都道府県と同様に（独）環境再生保全機構に設けられた基金に拠出しています。



< PCB含有コンデンサの保管 >

2 地球環境保全に資する取り組み

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年度レベルから2010(平成22)年度までに9%削減、ヒートアイランド現象の緩和などを目標に、省資源・省エネルギーや緑化の推進とともに新エネルギーの導入を促進する。

(1) 地球温暖化対策の推進

大阪府温暖化の防止等に関する条例の施行（事業活動のエネルギー対策促進事業・建築物の環境配慮促進事業）【新規】

平成17年10月に制定した大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき、エネルギーを多量に消費する事業所や、多数(100台以上)の自動車を持つ事業者などを対象に、平成18年3月に策定した「温暖化対策指針」に基づく対策計画書の届出を義務付け、府による概要の公表を行うなど、事業所や自動車からの温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制対策の実施を促進します。

また、一定規模(5,000㎡)を超える建築物の新築等においては当該建築主に対し、同月に策定した「建築物環境配慮指針」に基づく建築物環境計画書の届出を義務付け、府による概要の公表や、優れた取り組みに対する顕彰制度を創設することによって、広く府民に建築物の環境配慮を啓発し、環境に配慮した優良な建築物の建設を促進します。
森の貯金箱CO₂制度の推進【新規】

府民の森林ボランティア活動への関心や意欲を高めるため、活動内容に見合った森林の二酸化炭素吸収量を貯金し、エコバックなどのエコ商品等と交換できる「森の貯金箱CO₂」制度を実施します。

みんなでつくる環境にやさしいまち事業【新規】

彩都（国際文化公園都市）が、国の都市再生プロジェクト（第8次決定 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開）のモデル地域に選定されたことを受け、府は、平成19年春に開業する大阪モノレール彩都線の「彩都西駅」を基点とする循環バスに環境にやさしい電動デマンドバスを導入する事業者に対して、その費用の一部を支援します。なお、本事業は事業者が国等の機関から補助を受けることを前提としています。

地球温暖化対策技術開発促進事業

石油の安定確保を目的に設けられた特別会計（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計）における環境省の地球温暖化対策事業を活用し、民間企業や研究機関と連携して二酸化炭素排出量削減に効果が期待できる地球温暖化対策技術開発を行います。

平成18年度は引き続き、家庭などの民生部門や運輸部門における二酸化炭素排出量削減を目的に、「燃料電池等の低温排熱を利用した省エネ型冷房システムの技術開発」、「バイオエタノール混合ガソリン導入技術開発及び実証事業」及び「屋内用LED（発光ダイオード）照明技術開発」を実施します。

地球温暖化防止に向けた普及・啓発事業

大阪府地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地域協議会をはじめ、NPO、国、市町村等の各主体の連携を強化し、地球温暖化の防止に向けた普及啓発を行います。

具体的には、エコアクションキャラクター「モットちゃん・キットちゃん」を活用し、本年2月に設定した「ストップ地球温暖化デー（毎月16日）」を中心に、地球温暖化対策の重要性や省エネルギー行動の実践を繰り返し呼びかけるとともに、時機に合わせて各種キャンペーン（適正冷房と軽装勤務（クールビズ）、省エネラベル等）を展開します。



みんないっしょに！
もっと考えたり、
行動したりすれば
きっとすばらしい
未来が待っているよ。

<エコアクションキャラクター モットちゃん・キットちゃん>

(2) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

環境にやさしい光のまちづくり事業～おおさか銀河都市大作戦！～

【新規】【再生】

商店街など商業施設・地域において、電球を使用した照明やイルミネーションの取り組みが広がる流れのなか、LED（発光ダイオード）などの省エネ照明や自然エネルギーを活用したイルミネーション等をモデル的に設置し、見た目に涼しい夏のクールスポットの演出を行う全国初の補助を行います。「環境にやさしい光のまちづくり」の取り組みを支援するとともに、ヒートアイランド等のマイナスイメージを緩和する新たな魅力を創出し、アジアを中心とした観光客の拡大を図ります。

ESCO事業アジア啓発事業【新規】【再生】

ESCO事業をアジアへ普及拡大し、アジアの温暖化対策への貢献を通じ、大阪の存在感を高めるとともに、在阪ESCO事業者のビジネスチャンスの拡大を探ります。

平成18年度は予備調査として、アジアの主要国である中国を対象に大阪府型の包括的なESCO事業モデルの導入・展開の可能性を調査するとともに、その調査結果に基づき、自治体関係者や日系企業、現地ESCO関連組織等を対象に大阪府型の包括的な

ESCO事業の普及、展開を図るため、上海市においてプロモーションを行います。

【ESCO】EnergyServiceCompanyの略。電力の大口需要家に対して、省エネルギー診断やエネルギー効率の改善計画及び運用を行う事業のこと。

【包括的なESCO事業モデル】空調、照明、給排水その他包括的な省エネに関する診断から、ESCO導入のための設計、施工、保守、運転、管理、資金調達まで、すべてを一体的にサービス提供する事業モデル。



<おおさか銀河都市大作戦！ イメージ>

BDF利用推進事業【新規】

農空間など多様な空間を活用して、農家をはじめとする府民参加による菜の花等の栽培を推進するとともに、多くの主体がともに、BDF利用の機運を高め、菜種の栽培からBDF利用推進のための社会実験の実施に向け、その仕組みづくりの検討や実証調査を実施します。

【BDF】Bio Diesel Fuel（バイオディーゼル燃料）の略で、菜種油などを加工し軽油の代替燃料として利用することができます。BDFは、原料植物が光合成により既に二酸化炭素を吸収しており、消費しても大気中の二酸化炭素を増加させません。

(3) ヒートアイランド対策

大阪ヒートアイランド対策集中実施促進事業【再生】

ヒートアイランド対策である緑化・透水性舗装・高反射塗装等の温度低減効果をサーモグラフィー等により把握します。

また、平成18年3月作成の熱環境マップをもとに重点的に対策が必要と考えられる地域をモデルとして、上記対策を組み合わせ実施した場合のシミュレーションを行い、その熱負荷低減効果を推測します。

これらの結果を活用し、実施可能で効果的なヒートアイランド対策を選定・類型化し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」を作成します。

【熱環境マップ】府内のヒートアイランド現象の状況を整理し、各地域で発生する熱負荷の特性を図示したもの（平成17年8月に航空機から測定した都市の表面温度データと、人工排熱・土地利用データ等をあわせて分析）

府有施設クールスポットモデル事業【新規】

ヒートアイランド現象の顕著な大阪府庁周辺の大手前地区をモデル街区とし、府有施設において緑化パネル等による壁面緑化や高反射性塗装を実施し、その効果検証を行います。また、当該モデル街区において、ヒートアイランド現象の現状や今後の対策可能性を調査しヒートアイランド対策マップを作成するとともに、民間団体とも連携し、対策の推進方法を検討します。

改正大阪府自然環境保全条例の施行（建築物緑化促進事業）【新規】

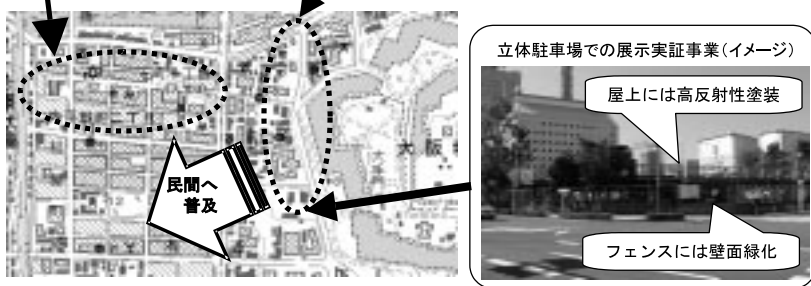
平成17年10月に改正した大阪府自然環境保全条例に基づき、敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築・改築又は増築においては、当該建築主に対して、一定の基準に従って緑化し、その内容を届出することを義務づける一方、優れた緑化をした者に対する顕彰制度を創設し、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりを進めていきます。

北大阪涼しいみちから“まち”づくり【再生】

ヒートアイランド対策優先地域である北大阪地域を中心に、7～8月に下水高度処理水を利用して、市街地部の府管理道路の車道への散水を実施します。またNPO等や関係市町村からなる「北大阪打ち水ネット」による歩道等への打ち水の呼びかけや、学校での打ち水出前学習等を行い、ヒートアイランド対策となる具体的な方法を“打ち水ビレッジ”として紹介しながら、府民自らが行う自主的な打ち水が継続的な活動になるように努めます。

北大阪打ち水ネット ホームページ <http://www.uchimizu.net/>

北大江地区まちづくり(花と緑の活動) 各施設での屋上緑化



< 府有施設クールスポットモデル事業のイメージ（大手前街区） >

3 自動車公害の防止

2010（平成22）年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準（環境保全目標）を達成させることなどを目標に、ディーゼル車を中心とした対策を重点的に進めます。

(1) 自動車排ガス対策

総量削減計画の推進

大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（平成15年7月策定）に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関と連携して計画的、総合的に推進します。

また、平成17年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、局地的な汚染地域の解消や、対策地域外から流入する車の抑制方策の検討を進めます。

ディーゼル車買替緊急融資制度の運営

中小企業者が、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、「自動車NOx・PM法」という。）の規制に伴うディーゼルトラック・バス等の買い替えを促進するため、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を民間の金融機関・保証機関と共同で実施します。

低公害車等の普及促進

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神七府県市指定低排出ガス車（LEV-7）の普及促進を図るため、公用車への率先導入を行うほか、低利融資や助成制度、自動車税の軽減（グリーン税制）などを実施します。

事業者の排出抑制対策の促進

自動車NOx・PM法に基づき、府内の対象地域（37市町）を使用の本拠としている自動車（軽自動車、特殊自動車、二輪を除く。）を30台以上使用する事業者（自動車運送事業者等を除く。）に対して、平成18年度から新たな計画書の提出を求め、窒素酸化物等の排出抑制を指導します。

また、排出ガスを抑制する取り組みの一つとして、おだやかなアクセル操作などの環境に配慮したエコドライブの普及を推進します。

大阪グリーン配送推進運動の展開

大阪自動車環境対策推進会議を活用し、物品の輸配送に低公害な自動車を使用するグリーン配送の民間事業者への普及拡大を図る「大阪グリーン配送推進運動」を進めます。

運動では、グリーン配送に取り組む事業者を広く募集するとともに、推進事業者の取り組みをホームページ等に掲載し、官民が連携して環境に配慮した輸配送を大阪から普及させていきます。



<指定LEV-7車証>



<エコドライブ
・ステッカー>



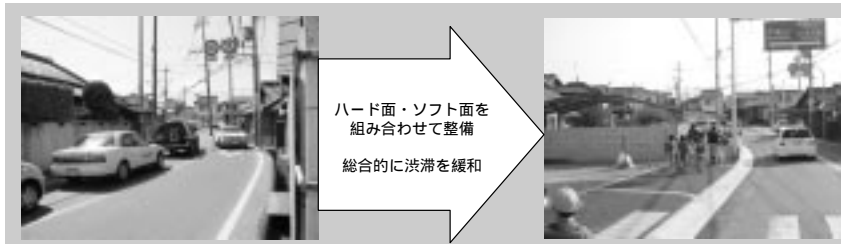
<大阪グリーン配送推進
運動ステッカー>

(2) 交通流・交通量対策

するっと交差点対策の実施

朝の通勤時間帯のバス路線や昼間の業務交通が集中する渋滞交差点において、右折レーンの設置や路面表示の変更などのハード面と交通管理者の信号表示時間の調整などのソフト面の整備を組み合わせ、総合的に渋滞を緩和・解消します。

平成18年度は、枚方富田林泉佐野線の星田北交差点及び神出来交差点などの8交差点で対策を予定しています。



<するっと交差点対策実施例>

府道三林岡山線岡山町交差点（岸和田市岡山町） 平成17年度完了

4 水循環の再生等

2010（平成22）年度までに河川水質の環境基準（環境保全目標）を概ね達成することなどを目標に、河川などの水質汚濁の主な原因である生活排水対策を重点的に進めます。

(1) 水循環の再生

雨水利用による地域環境活動推進モデル事業（「おおさかレインボウぷるじょくと！」）

平成17年度に引き続き、小学校などの府内16ヶ所において、府民、NPO等と協働で、打ち水や植栽への散水などの雨水利用のモニター活動を中心とした地域環境活動の推進モデル事業を実施します。各地域では、個性豊かな雨水利用の取り組みを実践していただくとともに、更なる普及啓発を進めるため、環境学習セミナーの開催やモニター活動の体験を活かした教材・ノウハウ集づくり等を行います。



<子どもたちの雨水利用の様子>

寝屋川流域清流ルネッサンス

国の都市再生プロジェクト（第3次決定 都市環境インフラの再生・水循環系の再生）に、寝屋川流域がモデル流域に選定されたことを受け、平成15年6月に、寝屋川流域協議会（水環境部会）により「寝屋川流域水循環系再生構想」が策定されました。この構想の実現に向け、平成23年を目標年とし、平成16年5月に策定された寝屋川流域清流ルネッサンス（第二期水環境改善緊急行動計画）に基づき、河川事業や下水道事業、住民協働による生活排水対策などにより、流域全体で水質改善、流量確保、水辺環境の整備を図ります。

(2) 水環境の保全

総量削減計画の策定【新規】

閉鎖性の高い大阪湾の水質の改善を図るためには、流入する汚濁負荷を削減する

ことが必要です。

このため、化学的酸素要求量（COD）、窒素、リンの3項目について、大阪府で発生する汚濁負荷の総量を一層削減するため、大阪府環境審議会の検討結果（平成17年11月諮問）を踏まえ、平成21年度を目標年度とし、目標削減量やその方途などについて記載した第6次総量削減計画を策定します。

浄化槽設置状況の把握事業【新規】

平成18年2月施行の改正浄化槽法では、設置状況を確実に把握するための廃止届や法定検査の未受検者に対する命令、違反者への罰則などが規定され、知事の指導監督権限が強化されました。この改正を受けて、浄化槽の設置状況の把握、台帳の整備を行うとともに、適正管理が徹底されるよう指導を実施します。

浄化槽整備事業を実施する市町村への補助

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に有効な合併処理浄化槽の設置をさらに促進するため、平成4年度から実施している「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」を実施する市町村への補助金に加え、平成17年度からは、市町村が主体となって各戸ごとに浄化槽を整備し使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対しても補助金を交付し、より一層の浄化槽整備を図ります。

大阪湾再生行動計画のフォローアップ

国の関係省庁や大阪府をはじめ、9府県市などで構成する「大阪湾再生推進会議」に参画し、府民も参加する水質調査や生活排水対策など平成15年度に策定した「大阪湾再生行動計画」のフォローアップを行います。

大阪府生活排水処理実施計画の推進

平成15年3月に策定した「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、地域特性に応じた効率的かつ効果的な処理施設整備を進めるため、市町村による生活排水処理計画が早期に策定、見直しされるよう働きかけるとともに、対策推進のための経済性比較手法の改良などの市町村に対する技術的支援も行います。

流域下水道事業の推進

河川などの水質汚濁の主な原因である生活排水対策のために、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンターの整備を推進します。水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進します。

【流域下水道】複数の市町村の汚水をまとめて処理する下水道

【水みらいセンター】大阪府では、流域下水処理場の名称を平成18年4月1日から「水みらいセンター」に変更しました。「下水処理場は、良好な水環境の創造や高度処理水、バイオマス、大きな施設空間などを有する資源の宝庫であり、循環型社会を創出する未来（みらい）へつなげる可能性を持っている」という理由で、公募作品の中から選定されました。

5 環境リスクの低減・管理

環境リスクの高い化学物質について、排出量を削減することをめざし、事業者の自主管理の改善を促進します。

アスベスト飛散防止対策等の推進【新規】【再生】

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、「大阪府アスベスト対策推進本部」を設置し、全庁的に取組むとともに、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベストの飛散防止を目的とした大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行い、徹底した規制指導を実施しています。

また、府民の生活環境への不安を解消するためには、府域の一般環境におけるアスベストの状況を把握することが必要であることから、府内34地点において大気中のアスベスト濃度の実態調査を行います。



<建築物の解体現場への立入検査の様子>

府有施設アスベスト対策事業【新規】

アスベストによる健康被害を防ぐため、府立学校を含む府有施設において、使用されているアスベスト含有吹付け材について、除去等の対策工事を計画的に実施します。

また、対策工事を行うまでの間、空気環境基準を満たしていることを確認するため、空気環境測定を実施します。

化学物質対策の推進

化学物質による環境リスクを低減するため、平成18年3月に大阪府環境審議会に諮問した揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について、その検討結果を踏まえ、化学物質排出量の削減・有害性の低い物質への代替など事業者の自主的管理を促進する方策について検討します。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）に基づき、事業者から化学物質の排出量等の届出を受け、国に送付するとともに、国において集計されたデータに基づき、府内の実態に即した集計や公表を行います。

さらに、事業者に対して化学物質の排出抑制のための助言等を行うとともに、府民に対して化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて化学物質の有害性や市町村ごとの排出量等の情報提供を行います。

ダイオキシン類対策事業（発生源対策）

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法等に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の届出内容の審査、構造基準・維持管理基準や排出ガス等の排出基準の遵守、自主測定の実施等の指導を行います。

大阪エコ農業総合推進対策事業

農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度の推進などを通じて、環境への負荷軽減に配慮した農法の普及を図り、府民が求める安心な農産物を生産することを基本に、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、地域環境の保全に寄与していく大阪エコ農業を推進します。

ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策

平成14年度から実施している河川底質のダイオキシン類の調査結果により、神崎川や木津川の河川などで環境基準値を上回る数値が確認されているため、その汚染範囲の特定を実施、底質の浄化方法について検討し、可及的速やかな対策を講じます。



< 河川の浚渫の様子 >



< 大阪エコ農産物ステッカー >

6 自然との共生

府民が自然環境を通じて心の豊かさ、うるおいを実感でき、自然と共生する社会の実現をめざし、地域住民の参加によるみどり環境の創出などを進めます。

(1) 生物多様性の確保

鳥獣保護管理事業

鳥獣の保護管理を通じて、生物の多様性の確保等を図ります。

平成18年度は、府の鳥獣保護事業の基本的な考え方や施策の方向性を示すための第10次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成19年度からの5か年）を策定します。

また、近年深刻化してきているシカ、イノシシによる農林業被害等に対応するため、第2期シカ保護管理計画及びイノシシ保護管理計画（いずれも計画期間：平成19年度からの5か年）を策定し、適正な個体数管理と被害対策等を講じていきます。

生物生息ポテンシャルマップによるエコロジカルネットワーク形成手法調査

都市部でのエコロジカルネットワークの構築に資するため、平成17年度に地理情報システム（GIS）を用いて作成した「生物生息ポテンシャル地図（自然度マップ）」を活用して現地調査を行い、生物のネットワークを阻害する要因や障害の有無、ネットワークの強化にあたり必要と思われる事象などを明らかにします。

【エコロジカルネットワーク】種の多様性を維持する上で生息環境の確保が不可欠であることから、各地に分散する生き物にとって重要な生息地を、緑や水路などで結ぶ事で行き来を可能にし、孤立化しないようなネットワーク。

(2) 自然環境の保全・回復・創出

企業参加の森づくり推進事業【新規】

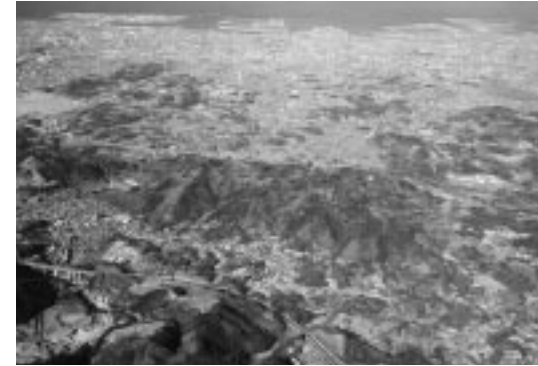
地球温暖化防止や生物多様性の確保のため、放置されて荒廃した人工林や竹林を、企業の参加により整備して広葉樹林化する「アドプトフォレスト」制度を推進します。

花とみどりの街づくりモデル事業【再生】

都市環境の改善や街の魅力アップに貢献するため、民間施設での質の高い緑化プランを公募し、助成します。

自然再生事業（神於山）

岸和田市神於山において、「神於山保全活用推進協議会」で策定された自然再生全体構想に基づき、手入れが行われなくなり拡大した竹林などにより荒廃した里山を再生するため、治山事業の導入や企業、ボランティア団体、地域住民などの多様な主体の参画により、竹林の伐採、落葉広葉樹等の植栽を行い、良好な里山林を創出します。



<上空から見た神於山>

「共生の森」構想の推進

国の都市再生プロジェクト（第3次決定 都市環境インフラの再生・緑の創出）で、堺第7-3区において緑の拠点を整備することが位置づけられていることを受け、社会実験的な大規模な森、ビオトープ空間等を創出・再生し、自然とのふれあいの場としての活用を図る「共生の森」構想を推進します。

今年度は防風林の基盤整備、府民・企業・NPO等の多様な主体の参加による森づくりを進めます。

おおさか農空間づくりアクションプランの実践

平成17年3月に策定された「おおさか農空間づくりアクションプラン」に基づき、府民や多様な主体と協働しながら、「資源循環」、「安全・安心」、「地域づくり」、「交流・共生」の4つの重点分野ごとに環境に配慮した事業を実施しています。

「交流・共生」分野では、堺市南区において、自然環境のモニタリング調査に基づき、環境団体・地域住民などと連携したワークショップに取組み、環境に配慮した農道を整備し、都市住民との交流促進を図ります。

大阪湾の海域環境の回復・創造

大阪湾における海域環境の保全に資するため、魚介類の産卵場、稚仔魚の育成場として機能する増殖場（藻場）の造成を図ります。

平成18年度は、次期増殖場の整備計画策定のための基本設計等を実施します。

魚庭（なにわ）の森づくり活動推進事業

豊かな海を育てるためには、健全な森林から供給される河川水に含まれる栄養分が重要であることから、森・川・海を一体として捉えることが必要と認識されています。

そのため、大阪湾を豊かな漁場として育むことを目的として、大阪府漁業協同組合連合会が中心となり、漁業者自らが植樹や間伐等を行う「魚庭（なにわ）の森づくり」活動に対し、支援していきます。



<魚庭（なにわ）の森づくりの様子>

(3) 自然とのふれあいの場の活用

オアシス整備事業

ため池を農業用施設として活かしつつ、都市に“うるおい”と“やすらぎ”を与える地域の貴重な環境資源として、安全なまちづくり、自然環境の保全、教育・文化の推進等を目的とした総合的な整備を行うとともに、住民参加による快適な水辺環境づくりを行います。

いきいき水路整備事業

農業用水路の改修により、雨水の安全な排水などの防災対策を実施するとともに親水護岸や遊歩道の整備など、水と緑豊かな水辺環境づくりを推進します。

また、住民参加による水生植物の植栽や環境学習などの取り組みを行います。

ふれあい漁港の整備

漁業活動の拠点としての機能だけでなく、府民も容易に近づき楽しむことのできるよう多目的広場や親水護岸を備えた「ふれあい漁港」を岬町の深日漁港及び小島漁港で整備します。

(4) 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

大阪府広域緑地計画の改定【新規】

都市の「みどり」に対する府民ニーズの高まりや、景観緑三法の制定、大阪府自然環境保全条例の改正等の趣旨を踏まえ、大阪のみどりの将来像実現に向けて、緑・オープンスペースの新たな確保方策等を盛り込むため、次の事項等について検討します。

官・民が一体となった新しいみどりづくりの方針

官が形成するみどりの拠点や軸の形成手法

民有地緑化の誘導手法

みどり景観形成のための基本方針

堺第2区親水緑地整備事業

堺第2区において、海辺の立地特性を活かしつつ、大規模な工場用地の土地利用転換などによる新しい都市拠点を形成するため、都市再生特別措置法に基づき、現在、民間事業者による商業アミューズメント事業が進められています。

この商業アミューズメント施設に併せて、既設護岸や静穏海域を活用した親水緑地を整備することにより、府民がより海を身近に感じる海辺空間を創造します。

「水の都大阪」の再生に向けた河川環境整備

平成13年に「水の都大阪の再生」が、国の都市再生プロジェクト（第3次決定 都市環境インフラの再生・水循環系の再生）に選定されたのを受けて、平成15年3月に公民協働して取り組む指針として策定した、「水の都大阪再生構想」に基づき、親水護岸や遊歩道整備、船着場など、背後地のまちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の整備を行います。平成18年度は、大川や安治川で遊歩道の整備を進めます。



<整備イメージ 安治川中央卸売市場付近>

7 環境配慮のための仕組みづくり

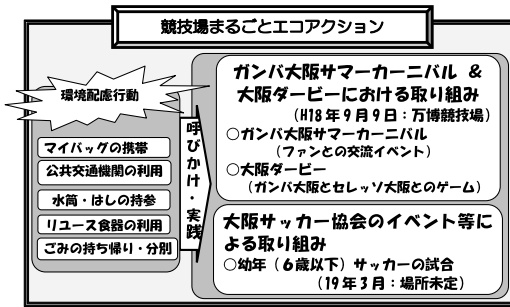
環境に配慮したライフスタイルや事業活動を活発化させることをめざし、環境パートナーシップの構築や環境に配慮した経済社会への変革に取り組みます。

(1) パートナーシップによる環境保全活動の推進

スポーツを通じた環境配慮啓発事業～地球を守る「モット・キット」マッチ～

【新規】

Ｊリーグクラブ（ガンバ大阪）及び大阪サッカー協会の協力を得て、サッカーの試合等を通じて府民に環境配慮行動（エコアクション）を呼びかけます。メッセージの発信力の強いＪリーグの選手から直接呼びかけることなどにより、エコアクションを広く展開、定着させるきっかけとします。



<「モット・キット」マッチ イメージ>

エコアクションキャラクター モットちゃん・キットちゃんについてはP.4 参照

環境情報プラザ管理運営事業

環境情報センター内の環境情報プラザにおいて、環境に関する様々な情報を集め、広く府民に提供するとともに、府民、環境NPO、事業者などの環境学習や自主的な環境保全活動を支援していきます。

また、府内で活躍する環境NPO等を対象に情報交流会を開催し、定期的な情報交換と協働での事業推進を図ります。

さらに、大阪環境パートナーシップネットワーク「かけはし」を活用し、府内で活躍する環境NPO等と自治体間の情報の共有化を図り、パートナーシップによる環境保全活動の促進を図ります。



「かけはし」ホームページ
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/plaza/kakehashi/>

魚庭（なにわ）の海づくり大会

海の日（7月第3月曜日）に、地域の人たちと力を合わせた海岸清掃活動や森・川・海における環境活動の紹介などの様々なイベントを通じて、美しく豊かな大阪湾を府民一人ひとりの手で取り戻す活動への取り組みを呼びかけます。大会は若手漁業者が中心となって運営されており、漁業者が大阪湾の環境改善の取り組みの先頭に立つ決意を示す「豊かな海づくり宣言」も行われます。

(2) 環境教育・環境学習の推進

農空間における環境学習の推進

ため池・水路・農地などの農空間は、私たちの食料である農産物の生産の場であり、また、それをとりまく自然と一体となって良好な環境を提供する貴重な役割を果たしています。

子どもたちがため池・水路・農地などの農空間の自然に触れ、学習する「農空間なっとく出張教室」を開催し、農空間の大切さを伝えるとともに、農家やNPOと一緒に活動することで、子どもたちの地域社会への理解を深めます。

また、農空間の学習フィールドの紹介や府民公募制の水土里（みどり）のインタープリター（里山等の農空間の役割を伝える人材）の育成・登録を進めます。

豊かな海づくり推進事業

海藻の育成や海域生物とのふれあいを通じて、府民の皆さんに大阪湾への関心と環境改善意識を高めていただくため、府民参加による体験型の環境学習を実施します。平成18年度は、大阪湾奥部における水質浄化や生態系の回復を図る「コンブ育成実験」や「ウミホタル観察会」、「大阪湾の生き物観察会（ちりめんじゃこのお友達観察会）」を実施します。



< 昆布育成実験の様子 >

(3) 総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供

総合的環境資源情報提供システム構築事業【新規】

良好な自然環境との触れ合い、農林水産分野の体験、環境学習に関する講座への参加や施設の利用等環境資源の活用に係る情報の効果的な提供を図るため、散在している府内の環境資源に関する情報をネットワーク化し、おおさかの環境ホームページ エコギャラリーにおいて、データベースとして見やすく提供します。

また、このデータベースを効果的に活用し、環境活動のアドバイス、活動したい人と人材を求めている人（団体）のマッチングなどを行う環境資源情報のコーディネーターを設置し、各種問合せ等へのワンストップサービス体制を確立します。

環境情報の発信

環境や自然の保全に向けた意識を広げるため、エコギャラリーなどにより、府域の環境に関する情報提供を行っています。

平成18年度は、大気、水質等の環境の現況や、みどり、ため池の分布、生き物の出現などの自然環境の状況を地図上で参照できるようにし（大気、気温についてはリアルタイムで情報提供します。）より身近でわかりやすい環境情報の発信に努めます。

(4) 調査研究の推進

竹資源の持続的利用のための竹林管理・供給システムの開発

里山地域では多くの竹林が放置され、周囲の森林や耕作地に侵入し拡大することが多く、伐採とその資源としての利用を進めることが必要となっていますが、管理供給システムがないため、大規模に利用されるに至っていません。

そのため、（独）森林総合研究所を中核とし、愛媛県、山口県、鹿児島大学と共同で、竹資源の持続的利用を目的とした管理技術の開発、伐採や搬出に要するコストを低減できる技術等について調査研究を行います。

水生生物の多様性保全に関する調査研究

水の都大阪の水辺は、たくさんの命を育む水生生物の宝庫です。とりわけ、淀川は、天然記念物の淡水魚イタセンパラなどが生息しており、すばらしい自然を身近に提供してきました。しかし現在、外来生物によりそれらの在来生物が追いつめられています。そのような状況から、自然生態系を回復させるための調査研究の一環として、万が一の絶滅に備えて希少在来種の一部を水生生物センターに避難させ、繁殖の研究を行います。また、あわせて生息地における環境改善や外来生物対策について検討します。

(5) 事業活動における環境への配慮

環境マネジメントシステム（EMS）の普及・啓発

環境ISO（ISO14001）を始めとする環境マネジメントシステム（EMS）に取り組む事業者や、環境にやさしい生活をめざす府民のために、EMSの基礎知識や、EMSの構築までの作業を分かりやすく解説したホームページ「大阪府EMSポータル」を開設しました。

「大阪府EMSポータル」をきっかけとして、多くの組織がEMSに取り組み、また、個人や家庭でのエコアクション（環境配慮行動）が促進されるよう、様々な機会を活用して、「大阪府EMSポータル」の周知を図ります。



「大阪府EMSポータル」ホームページ
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/ems/>

(6) 経済的手法等による環境負荷の低減

環境ビジネス・環境技術交流の促進【新規】【再生】

中国・上海での省エネルギー・環境保護分野における府内中小企業のビジネスチャンス拡大のため、上海市政府の環境関係者及び大学・研究機関、経済関係者を招聘するとともに、産学官で構成する「環境ビジネス・技術ミッション団（仮称）」を上海に派遣してフォーラムを開催するなどの経済交流事業を実施します。

環境技術コーディネート事業

循環型社会の構築や環境関連産業の振興のため、大阪が抱える環境問題の克服に役立つ環境技術を中心に、府の関係機関などと連携して、研究開発の奨励、技術支援、特許情報や技術情報の提供、府内中小企業が開発した環境技術の評価・普及などを行います。この事業では、ため池の水質浄化技術の実証など、環境省の環境技術実証モデル事業も活用します。

(7) 府の率先行動の拡大

大阪府庁におけるISO14001の推進

平成11年2月に本庁舎において認証取得した環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001については、平成18年2月に環境農林水産部と都市整備部（旧土木部）の出先機関にも、その認証範囲を拡大しました。

今後も、環境マネジメントシステムを活用して、大阪府の事業活動による環境への負荷を一層低減していくため、認証範囲をその他の出先機関等にも順次拡大し、府庁全体での環境マネジメントシステムの取り組みを進めていきます。